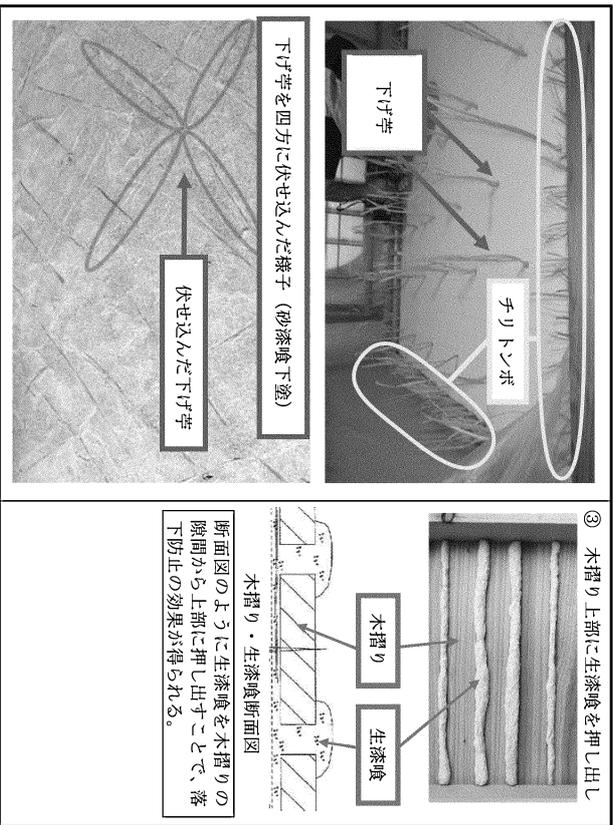


（図1）手直し工事における茶室の天井部分の構造  
 （注1）麻の繊維に釘を付けた左官材料で、チリ廻り（枠の内周）に打ち付け、土塗りしながら伏せ込み、枠と土塗天井との間に隙間ができないようにする。  
 （注2）チリトシボとおなじく麻の繊維を使用し、四方に広げて伏せ込むと、その先端が交差してひし形を形作り天井全面が一体になり、漆喰・土塗天井の落下防止効果が得られる。



（注3）この場合、生漆喰を強く押し付けて下げ葎を埋め込むこと

（4）助成金の交付について

局は、財団が種々の目的の芸術活動を行う者にその費用を助成するための財源として、表11のとおり、出えん金を交付している。財団はこれを受けて、助成金交付要綱を定め、局の承認のもと、要綱に基づき助成事業を行っている。

（表11）令和4年度出えん金による助成の状況

助成金名称	令和4年度出えん金額	交付決定件数	交付決定額
東京芸術文化創造発信助成金	210,000,000	107	162,817,000
東京地域芸術文化助成金	10,000,000	18	8,395,000
芸術文化による社会支援助成金	30,000,000	23	29,574,000
スター・トランプ助成金	100,000,000	157	97,549,000
伝統芸能体験活動助成金	10,000,000	14	10,000,000
ライオンズスター助成金	40,000,000	5	40,000,000
芸術文化魅力創出助成金	506,000,000	68	503,024,000

（単位：円、件）

交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの  
 財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出えん金等を原資として、日本国内に所在する芸術団体等に対し、助成金等を交付する事業を行っている。

ところで、助成対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めて交付している助成金等で、助成対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、事業者が助成金交付後に消費税等の確定申告で課税売上高に対する消費税額から助成対象経費中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）して納税するときは、助成対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する助成金額の返還を求めなければならない。

このため、上記のような助成金等で、助成対象事業者が助成対象経費中の消費税について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、上記の返還に関する手続規定を助成金交付要綱等に定めなければならない。

しかしながら、財団が行っている各種助成等事業では交付要綱等に該当規定がないことが認められた。

また、局は、財団が行う各種助成等事業のうち、都からの出えん金を原資とした助成等事業については、財団から交付要綱制定についての協議を受けていながら、本件について看過し、要綱を承認している。

財団は、助成金交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。

局は、財団に対して適切に指導されたい。

（公益財団法人東京都歴史文化財団）  
 （生活文化スポーツ局）

イ 助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの

財団は、各要綱により、助成対象事業者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件として定めている。

しかしながら、財団は、交付決定後に個人の住所を確認しており、要件を確認しないまま、助成対象者を決定していることとなり、適正でない。

財団は、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行われない。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

ウ 各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの

財団は、実績額の確定に当たり、交付決定後に助成を受ける者に交付している「助成金事務手続きの手引き」(以下「手引」という。)に基づき、助成対象経費を科目ごとに報告させており、科目別の実績額が申請額を上回った場合には、その科目の助成額を申請額としているが、このことは要綱に定められていない。

また、財団は、公募ガイドラインに基づき、助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引いているが、要綱上は事業実施に係る経費の2分の1を補助するとのみ規定している。

助成額の算定方法については、交付申請時に申請者が把握できるように、各要綱で定める必要があるが、公募ガイドライン、手引により定められていることは適正でない。

財団は、各要綱により、助成額の算定方法を定められたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(5) 契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの

財団は、表12のとおり、財務規程(平成7年10月1日規程第10号)第40条により、財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとしており、第43条により、随意契約できる場合を限定している。

入札により契約の相手方及び契約金額を定めるに当たっては、まず、契約により物品またはサービスを提供する部署の事業担当が、契約金額の上限となる推定金額と調達するサービス等の内容を明確にした仕様書を定めて、実施起案をして決定したのち、契約の締結を担当する者(以下「契約担当者」という。)に契約の締結を依頼する。契約担当者は事業担当からの契約締結依頼に基づき、契約起案をして、入札参加者を選定し、入札を行って、最も低い金額を入札書により提示した者と入札金額により契約する手続(以下「契約事務」という。)を行う。

このような事務手続を行う趣旨は、事業担当を契約事務に関与させず、契約担当が一定の基準により入札参加者を選定することで、契約締結に伴う透明性と公平性を確保し、事故の発生を予防するところにある。

また、目的とする物品やサービス、入札を行うことで経済的に調達するためには、調達する物品やサービスの内容を仕様書により明確にする必要がある。

そこで、財団における契約事務について見たところ、次のとおり、契約事務の趣旨に沿っていない事務となっているものが見受けられ、適正でない。

財団は、契約事務を財務規程の趣旨に沿って行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表12) 財務規程

第40条 財団の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

第43条 第40条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合で、随意契約の相手方が暴力団関係者等でないときとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付すことが不利と認められるとき。
- (3) 競争入札に付すことができないとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (5) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 予定価格が250万円以下の工事の請負契約、予定価格が100万円以下の売買契約その他の契約をするとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めたととき。

ア 契約事務について

現代美術館は、特命により、企画展に係るヴェルニサーチュ(注)、プレス内覧会の運営業務を、表13のとおり特命で委託している。

この契約について、契約台帳には、表14のとおり、請書の契約金額や実際の支払額と異なった契約金額が記載されている。

このことについて、財団は、事業担当が行う実施提案の決定過程において契約担当に回付して契約台帳に記入した後、推定金額の積算に計算誤りが判明したため、起案しなおした結果、契約金額と契約台帳記載額が異なることとなったとしている。

本来であれば、事業担当が実施提案の決定後、随意契約の締結依頼を受けた契約担当が見積書を徴した上で、契約書または請書を作成し、契約金額等を契約台帳に記録するべきものであるが、財団の説明では、このような契約事務の仕組みが機能していないこととなり、適正でない。

契約担当が見積書の徴取、契約金額の決定を事業担当から独立して行うことは、契約事務の公平性、透明性を確保するとともに、事故防止を図ることも目的としているのであるから、財団はその趣旨を十分に認識して、契約事務を行う必要がある。

(注) 正式な開幕前に非公開で行われる美術展の下見のこと

(表13) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
デザインール展 ゴエルニサージュ、プレス内覧会運営業務委託	令和4.11.22	令和4.12.20	1,312,036

(表14) 契約台帳の記載内容

契約件名	推定金額	契約金額
デザインール展 ゴエルニサージュ、プレス内覧会運営業務委託	1,212,986	1,212,986

イ 仕様書の記載内容について

財団は、江戸東京たてもの園収蔵建造物補修工事の実施設計を、表15のとおり、委託により実施している。

財団は、仕様書により、委託内容を表16のとおりとしているが、別紙により対象建物及び修復項目を示すべきところ、対象建物のみ記載しており、修復項目を記載しておらず、仕様書上、設計内容が明確に定められていないこととなり適正でない。

このことについて、財団は、設計業務を特命する者が令和3年度に行った収蔵建造物の保守点検業務委託の成果物を参照することで修復項目は明確になるとしているが、特命して行う契約であっても仕様書に業務内容を明確に記載することは、契約締結時の見積りや履行確認に必要である。

(表15) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
分館 収蔵建造物修復補修工事実施設計業務(R4)	令和4.4.27	令和4.7.31	3,833,500

(表16) 委託内容

- (1) 対象展示建物並びに修復項目：「別紙」修復補修建物 (R4) による
- (2) (1) の各項目の修復補修方法の検討 (不具合原因の把握を含む)
- (3) (1) の各項目の修復補修に係る設計図書の作成
- (4) (1) の各項目の修復補修に係る積算業務
- (5) (2) の修復補修方法に伴い必要のある構造チェック

ウ 業務内容の変更について

財団の委託契約の業務内容について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(ア) 財団は、緊急事態宣言の解除などにより、イベントや様々な文化事業開催の制限が徐々に緩和されるこの機を捉え、厳しい状況の中で芸術文化活動に取り組むアーティストや団体等を支援するため、大規模文化事業助成を行うこととし、この助成事業の運営(事務局の設置等)について、表17のとおり、委託契約を締結している。

(イ) 財団は、財団が運営する文化施設において、来館者の実態と満足度を把握するため、表18のとおり、委託契約を締結し、基本調査により各館来館者の満足度を把握するとともに、オンライン調査により文化施設が直面している課題についてアンケートを行ったこととしている。

財団は、いずれの契約についても、表17及び表18のとおり、仕様書と異なる内容の業務を行わせている。しかしながら、財団は業務内容を変更するに当たり、口頭のみで受託者に指示しており、委託契約の契約変更手続を行っていない。

(表17) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
大規模文化事業助成実施運営に係る業務委託	令和3.11.1	令和4.3.31	13,999,700

仕様書で定められた内容

国内外に対して効果的な広報計画及びSNSスケジュールを計画し、実施すること。  
イ 広報はネットを中心として実施するものとし、広報内容は公表前に当財団の承認を得ること。  
ウ 本事業についての掲載記事等は、記事掲載後速やかにPDF化した上、適宜報告すること。

実際の履行

財団が過去に実施した企画の公募にエントリーした団体や個人宛てなどにメールで助成事業の公募案内を送付した。  
(財団は2,456件に送付したとしている)

(表18) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
令和3年度東京都歴史文化財団顧客満足度調査委託	令和3.4.1	令和4.3.31	13,993,760

仕様書で定められた内容

基本調査の内容  
アンケート用紙の東京の事業については、アンケート用紙を東京で実査を行い、回収されたアンケート調査票をもとに、集計・分析を行うこと。  
・成果品  
文化施設ごとの調査分析報告書  
(※アンケート用紙東京の事業含む)

実際の履行

顧客満足度調査の対象施設の経年(平成21年～令和3年)比較を提出した。(A4を1枚)

(6) ネットワーク整備工事について

財団は、財団のコレクション、展覧会、公演等をデジタル化し、オンライン上で公開するほか、最先端技術を活用した新たな芸術文化の鑑賞体験を提供するために、各美術館等に事業系ネットワークの整備を行っている。

令和4年度に、財団は、事業系ネットワークの整備内容や運用保守の仕様を検討するためとして、表19の契約により、

- ① 整備するネットワークの要件の洗い出し
  - ② ネットワーク構成や資材の仕様の明確化
  - ③ ネットワークの運用保守に必要な情報の洗い出し
  - ④ 整備時の納品物の明確化
  - ⑤ 運用保守のために必要な構成情報の最新化の手法の明確化
- を行わせている。
- このことについて、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(表19) 契約の概要

契約件名	契約日	履行期限	契約金額
令和4年度「10KV0スマート・カルチャー・プロジェクト」事業系ネットワーク整備の仕様策定支援業務委託	令和4.6.13	令和4.8.31	3,498,000

(単位：円)

ア 契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの

財団は、財務規程第40条により、財団の契約は、原則として、指名競争入札により行うとしている。入札は、仕様書等で明確に定めた内容を示して、これに対応する金額を入札させることで、経済的に契約を締結することを目的の一つとしている。したがって、入札に付する案件は、仕様書等により、契約の履行に係る対価を算定するに足るだけの明確な内容を定めることが必要である。また、仕様書は、履行内容が契約に沿っているかの確認にも必要なものであるから、その点からも、契約の目的に沿って履行されるよう、内容を明確に記載する必要がある。

この契約では、

- ① 整備するネットワークの要件の洗い出し
  - ② ネットワーク構成や資材の仕様
- を同時に行うこととしているが、ネットワークの用途、利用場所等を仕様書により具体的に示していない。

また、財団は、館を含めた業者との打合せにおいて共通認識を得ているとしているが、庭園美術館及び写真美術館については契約後に打合せをした記録があるものの、江戸東京たてももの園、文化会館については記録を残していない。

これらのことから、明確に定めた仕様書に基づき入札を行っておらず、また、契約の履行確

認も仕様書に基づき行っていないこととなり、適正でない。

財団は、契約の目的に沿って履行されるよう、仕様書の内容を明確に記載されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

イ 契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの

財団は、仕様書により、①から⑤を行うために「整備委託先候補者の見積内容の精査」と「見積内容の前提となるネットワーク技術の解説や要件充足度合いの客観的評価」を行うものとしている。

ところで、財団は、財務規程第40条により、財団の契約は、原則として、指名競争入札又は随意契約の方法により行うとしている。入札は、入札に参加する者を事業担当に選定せず、契約担当が一定の基準により選定することで、公平性及び透明性を確保し、事故の発生を予防することを目的のひとつとしている。したがって、契約の相手方及び契約金額を決定し、契約を締結する事務（以下「契約事務」と言う。）に事業担当を関与させないことが必要となる。

しかしながら、仕様書策定支援では、事業担当が整備委託先候補者から見積りを徴すること を前提としており、この委託で事業担当が整備委託先候補者を決めることは、以後の整備工事の入札参加者の選定に影響を与えることから、入札により契約の相手方を決定する契約事務の趣旨を阻却することとなる。

そこで、財団は、契約担当が整備工事の入札参加者を適正に選定できる方法によりネットワークの仕様を明確にする必要があるが、そのためにはネットワークの用途や利用場所等を明確にした仕様書によりネットワーク設計委託を行って、整備するネットワークの内容を設計した後、設計書に基づいて整備工事を発注するべきである。

財団は、契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行われたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(7) 収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの

写真美術館は、表20の契約により、デジタルカメラを用いて収蔵作品の複写と資料情報システム用のデジタルデータの加工を行っている。デジタル化の目的は、資料情報システムなどを用いてバーチャルコンピュータのモニタにより閲覧できるようにするほか、録やボスターなどへの利活用が考えられるとしている。

江戸東京博物館では、大規模改修に伴い、所蔵資料のうち、ファイルのデジタル化を表20の契約により行っている。館は、デジタル化の目的を、ファイルを外部収蔵庫に移動することから館内でデジタルデータとして閲覧できるようにすること、利用による劣化を防止すること、利活用の向上を図ることとしている。

また、江戸東京博物館は、所蔵資料の収蔵場所や貸出し等を管理するために構築している資料情報システムに、資料を撮影したデジタルデータをアップロードするため、表20のとおり、資料情報システムへのアップロード契約を締結している。館は、アップロードの目的を、資料整理等の管内業務への利用とデジタルアーカイブにおける画像公開としている。

ところで、デジタルデータの作成に当たっては、表21のとおり、画像サイズ、圧縮率、解像度など、作成する画像データの詳細を指定する必要がある。

次に、表21のとおり、資料情報システムやWEBサイトでの利用など、コンピュータのモニタによる確認のためには、データサイズの小さいJPEG等の非可逆圧縮のデータを、モニタでの確認に必要な最小限の画像サイズとすることが最適である。一方、印刷物に利用するためにはRAW等の無圧縮、TIFF等の可逆圧縮のデータを印刷する際に十分な解像度となるよう作成するなど、用途に合わせたデータとする必要がある。

さらに、データを委託により作成する場合には、作成するデータの内容を仕様書により明確に定めておく必要がある。

- しかしながら、各契約を見ると、表22のとおり、
  - ① データ作成に必要な仕様を仕様書に記載していないもの
  - ② 仕様を定めていても用途に応じた適切な仕様となっていないもの
  - ③ 受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載していないもの
- 財団は、各館において、用途に応じた適切な仕様を定め、受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載されたい。

(公益財団法人東京都歴史文化財団)

(表20) 契約の概要

(単位:円)

館名	No.	件名	契約日 履行期限	契約金額
写真 美術館	1	収蔵作品の複写および情報システム用画像加工の委託	令和4.4.1 令和5.3.31	1,275,120
	2	収蔵予定作品の複写および収蔵作品の情報システム用画像加工委託	令和5.2.15 令和5.3.29	816,200
	3	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(11月)	令和4.11.1 令和4.11.30	450,000
	4	収蔵作品複写および情報システム用画像加工(12月)	令和4.10.12 令和4.12.31	462,000
	5	収蔵大型作品の複写、情報システム用画像加工委託	令和5.12.22 令和5.5.31	830,500
	6	令和3年度大規模改修に伴うボジファイルのデジタル化委託	令和5.6.25 令和4.3.31	31,157,500
	7	令和4年度大規模改修工事にもなう35mmカラーネガファイルの電子化業務委託	令和4.9.1 令和4.11.30	2,618,000
	8	令和4年度資料画像の資料情報システムへのアップロード委託	令和5.1.19 令和5.3.31	4,950,000

(表21) デジタル画像関係の用語

画像サイズ	コンピュータのモニタ上で画像を表示した際の大きさを横・縦のピクセル数で表す。
ピクセル	画像、ドット、コンピュータで画像を扱う際に、色情報(色調や階調)を持つ最小単位。コンピュータのモニタの解像度の単位としても用いる。
解像度	監査日現在、1920ピクセル×1080ピクセルのモニタが一般的である。
dpi	dots per inch、1インチ当たりのドット数。単位はdpi。
JPG	コンピュータ上で静止画像を扱う際の圧縮形式で、画像の一部や画素の持つ情報の欠損を許容しデータ容量を圧縮することができるが、一旦欠損した情報を復元することができない。(非可逆圧縮)
TIFF	画素の持つ情報が欠損するため、色や明るさを調整すると画質の劣化が顕著になることから、印刷原稿には適さず、Webサイトなどコンピュータのモニタ上で確認する用途に適する。
RAW	コンピュータ上で静止画像を扱う際の圧縮形式で、画素のもつ情報を欠損することなくデータ容量を圧縮し、元の画像を復元できる(可逆圧縮)がJPGと比較するとデータ容量が大きい。色や明るさを調整しても画質の劣化が少なく、厳密な色彩を要する印刷物の原稿に適する。